

点検結果一覧表

NO	橋梁名・涵渠名	路線名	所在地	構造形式	架設年次 (西暦)	供用 年数	橋長[m]	径間数	橋梁毎の 健全性の 診断	対策 区分 の評価	最新 点検 年度
1	1号涵渠	残波線	読谷村字宇座	RCBOXカルバート	1982年	35	2.4	1	II	M	H28
2	2号涵渠	残波線	読谷村字宇座	RCBOXカルバート	1982年	35	3.1	1	II	C1	H28
3	3号涵渠	残波線	読谷村字宇座	RCBOXカルバート	1982年	35	2.0	1	II	M	H28
4	1号橋	比謝4号線	読谷村字比謝	RC床版橋	1998年	19	3.9	1	I	B	H28
5	読谷大橋	牧原線	読谷村字牧原	PCコンポ橋	2006年3月	10	160.0	4	II	C1	H28
6	比謝川大橋	水釜大木線	読谷村字古堅	1径間単純ランガー桁(下路)+ 1径間単純合成钣桁橋	1991年	25	93.0	2	III	C2	H26

表-1 橋梁定期点検要領における対策区分の判定区分

区分		判定の内容
健全性	対策区分	
I	A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
	B	状況に応じて補修を行う必要がある。
II	C1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
	M	維持工事で対応する必要がある。
III	C2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
IV	E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
	E2	その他、緊急対応の必要がある。
	S1	詳細調査の必要がある。
	S2	追跡調査の必要がある。

判定区分: I (健全)

- ・損傷があり補修の必要があるものの、損傷の原因、規模が明確であり、直ちに補修するほどの緊急性がなく、放置しても少なくとも次回の定期点検まで(=5年程度以内)に構造物の安全性が著しく損なわれることないと判断できる状態。

判定区分: II (予防保全段階)

- ・損傷が進行しており、耐久性確保(予防保全)の観点から修繕計画に合わせながら適切な時期に補修等される必要があると判断できる状態。なお、橋梁構造の安全性の観点からは、直ちに補修するほどの緊急性はないもの。

判定区分: III (早期措置段階)

- ・損傷が相当程度進行し、当該部位、部材の機能や安全性の低下が著しく、橋梁構造の安全性の観点から劣化の状態や進行状況に合わせ早期に補修等される必要があると判断できる状態。

判定区分: IV (緊急措置段階)

- ・即時の通行規制や応急措置など、即時に何らかの安全措置を行う必要がある状態。